

相続税の延納の手引

贈与税

平成17年度
以降分
国税庁

目次

【延納制度のあらまし】

- 1 延納制度のあらまし 2
- 2 延納期間及び延納利子税 2

【延納の要件】

- 3 延納の要件 3

【申請の手続】

- 4 延納申請書の提出期限 3
- 5 延納申請書等 3

【担保の種類】

- 6 担保の種類 3
- 7 担保として不適格な財産 4

【担保を提供すべき金額】

- 8 担保を提供すべき金額 4
- 9 担保の見積価額 4
- 10 担保の必要価額 4

【担保の提供手続】

- 11 担保の提供手続 4

【延納の許可（却下）】

- 12 延納申請の許可 5
- 13 延納申請の却下 5

【分納税額の納付】

- 14 分納税額の納付 5

【連帯納付義務】

- 15 連帯納付義務 5
- 16 連帯納付義務者へのお知らせ等 6

【延納条件の変更】

- 17 延納条件の変更申請ができる場合 6
- 18 延納条件の変更ができる範囲 6
- 19 延納条件の変更による担保の提供、変更 6
- 20 延納条件変更申請の手続 6
- 21 延納条件変更の許可 6

【担保の管理等】

- 22 火災保険の継続契約 7
- 23 担保に異動があった場合の連絡 7
- 24 担保の変更 7

【延納許可の取消等】

- 25 延納許可の取消しがされる場合 7
- 26 延納許可取消税額の納付 7
- 27 担保の処分がされる場合 7

【担保の解除】

- 28 担保の解除がされる場合 7
- 29 担保の解除手続 7

- 別表1 担保の提供手続等一覧表 8

- 別表2 担保の解除手続等一覧表 12

- 記載例1 相続税物納申請書 13

- 記載例2 物納財産目録 14

- 参 考 相続税の延納手続の概要 15

この手引は、延納許可通知書と一緒に、延納税額が完納となるまで保管し、必要に応じてご覧になってください。

延納制度のあらまし

1 延納制度のあらまし

国税は、金銭で一時に納付することが原則ですが、申告又は更正・決定により納付することになった相続税額（贈与税額）が10万円を超え、納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合は、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供することにより、年賦で納めることができます。なお、この延納期間中は利子税がかかります。

また、その相続税（贈与税）に附帯する延滞税、加算税及び連帯納付義務額については、延納の対象にはなりません。

2 延納期間及び延納利子税

具体的な延納期間及び延納利子税の割合は、次の表のようになります。

なお、平成12年1月1日以降の期間に適用される延納利子税の割合については、その分納期間の開始の日の属する月の2月前の月の末日を経過する時の公定歩合に4%を加算した割合が7.3%に満たない場合に限り、その分納期間においては、現行の延納利子税の割合に、その公定歩合に4%を加算した割合が7.3%に占める割合を乗じて計算した割合（特例割合）が適用されます。

区 分		延納期間 (最高)	延納利子税割合 (年割合)	特例割合 (公定歩合が1.1%の場合)
相 続 税	①不動産等に係る延納相続税額	10年	5.4%	3.0%
	②不動産等に係る延納相続税額（③を除く。）	20年	3.6%	2.0%
	③計画伐採立木の割合が20%以上の場合の計画伐採立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.6%
税	④不動産等に係る延納相続税額	10年	5.4%	3.0%
	⑤不動産等に係る延納相続税額（⑥を除く。）	15年	3.6%	2.0%
	⑥計画伐採立木の割合が20%以上の場合の計画伐採立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.6%
贈 与 税	⑦一般の延納相続税額（⑧、⑨及び⑩を除く。）	5年	6.0%	3.3%
	⑧立木の割合が30%を超える場合の立木に係る延納相続税額（⑩を除く。）	5年	4.8%	2.6%
	⑨緑地保全地区等内の土地に係る延納相続税額	5年	4.2%	2.3%
	⑩計画伐採立木の割合が20%以上50%未満の場合の計画伐採立木に係る延納相続税額	5年	1.2%	0.6%
贈 与 税	延 納 贈 与 税 額	5年	6.6%	3.7%

(注) 1 上記の相続税の延納利子税割合は、平成12年4月1日以降の期間（上記③、⑥、⑩に該当する場合は平成14年4月1日以降の期間）に対応する延納利子税割合を示しています。

2 特例割合の計算式は次のとおりです。

$$\text{延納利子税割合} = \frac{\left(\frac{\text{分納期間の開始の日の属する月の2月前の月の末日を経過する時の公定歩合}}{7.3\%} + 4.0\% \right)}{7.3\%} \times 0.1\% \text{未満の端数切り捨て}$$

3 延納税額が150万円未満（②、③及び⑥に該当する場合は200万円未満）の場合には、不動産等の価額の割合が50%以上（②及び③に該当する場合は75%以上）であっても、延納期間は、延納税額を10万円を除いて得た数（1未満の端数は、切り上げます。）に相当する年数を限度とします。

また、③及び⑥のうち従来の特定森林施業計画又は平成14年4月1日以降に市町村長等から認定を受けた森林施業計画で一定の要件を満たすものに対応する場合は、延納期間（最高）が40年となります。

4 不動産等とは、不動産や不動産の上に存する権利、立木、事業用の減価償却資産、特定同族会社の株式や出資をいいます。この場合の特定同族会社とは、相続や遺贈により財産を取得した人とその特別関係者の有する株式や出資の金額の合計額が、その会社の株式金額や出資金額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

不動産等の割合とは、相続税額の計算の基礎となったものの価額の合計額（課税相続財産の価額）のうち不動産等の価額が占める割合をいいます。

5 計画伐採立木には、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存する立木は除かれます。

6 緑地保全地区等とは、都市緑地保全法の規定による緑地保全地区、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の規定による歴史的風土特別保存地区及び森林法第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため保安林として指定された区域をいいます。

7 農地等に係る納税猶予の特例を受ける場合の延納期間及び利子税の割合の適用区分の判定に当たっては、特例農地等の価額は農業投資価格によることとなります。

延納の要件

3 延納の要件

次の要件をすべて満たす場合に、延納の許可が受けられます。

- 相続税額（贈与税額）が 10 万円を超えていること
- 金銭納付を困難とする金額の範囲内であること
- 申請書を期限までに提出すること
- 延納税額に相当する担保を提供すること

(1) 相続税額（贈与税額）が 10 万円を超えていること

期限内申告、期限後申告、修正申告又は更正若しくは決定により納付すべきこととなった相続税額（贈与税額）が 10 万円を超えている場合について延納が受けられます。

(2) 金銭納付を困難とする金額の範囲内であること

納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することが困難な事由がある場合において、その困難な金額の範囲内で延納が認められます。

金銭で納付することが困難かどうかの判定については、延納申請時を基準にして、納税者が相続又は贈与により取得した財産のほか、納税者自身の資産所有状況や収入の状況等を総合的に勘案することになります。

(注) 延納や物納は例外的な納付方法であり、金銭で納付することが困難な事由がある場合に限り認められます。

(3) 申請書を期限までに提出すること

相続税又は贈与税の延納は、税務署長が一方的に許可することはできず、納税者の申請があつてはじめて要件の審査を行い、許可（却下）されるものです。

延納申請書は、延納の許可を受けようとする相続税又は贈与税の納期限までに、又は納付すべき日に、納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、延納申請書が期限までに提出されない場合や関係書類が提出されない場合には、延納許可要件に該当しないものとして、当該申請が却下されることとなりますのでご注意ください。

(4) 延納税額に相当する担保を提供すること

延納税額（延納期間中の利子税を含みます。）に見合う担保の提供が必要です。

ただし、延納税額が 50 万円未満で、かつ、延納

期間が 3 年以内である場合には、担保を提供する必要がありません。

申請の手続

4 延納申請書の提出期限

延納申請書は延納しようとする相続税又は贈与税の納期限までに、又は納付すべき日（(注) 参照）に、別紙 1 の「担保の提供手続等一覧表」の「提出書類」に掲げる担保の提供に関する書類を添えて、税務署に提出しなければなりません。

(注) 1 提出期限（納期限又は納付すべき日）は、具体的には次のとおりです。

- (1) 期限内申告・・・・・・・・申告期限
- (2) 期限後申告又は修正申告・・申告書の提出の日
- (3) 更正又は決定・・・・・・・・更正又は決定の通知が発せられた日の翌日から起算して 1 か月を経過する日

2 相続税の申告期限

相続の開始があつたことを知った日の翌日から 10 月以内

3 相続税について提出期限経過後においては、延納申請を物納申請に変更することは認められません。

5 延納申請書等

延納申請書等の用紙は税務署に用意してあります。

なお、延納申請書等の用紙の種類は、次のとおりです。

(1) 相続税の場合

イ 相続税延納申請書

ロ 森林計画伐採立木に係る相続税の延納の明細書

ハ 緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納の明細書

ニ 不動産等の財産の明細書

(2) 贈与税の場合

贈与税延納申請書

担保の種類

6 担保の種類

延納の担保として提供できる財産の種類は、次に掲げる財産に限りませんが、詳しくは、別表 1 の「担保の提供手続等一覧表」の「担保の種類」をご覧ください。

なお、延納の担保は、相続等により取得した財産及び贈与を受けた財産だけに限らず、相続人等の固有の財産や共同相続人又は第三者が所有している財産であっても差し支えありません。

(注) 担保が、第三者の所有物又は保証人の保証である場合

には、その第三者又は保証人に対して確認する場合があります。

【担保として提供できる財産の種類】

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券で税務署長が確実と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で、保険に付したものの
- (5) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- (6) 税務署長等が確実と認める保証人の保証

(注) (2)の有価証券のうち、取引相場のない株式については、①相続等により取得した財産のほとんどが取引相場のない株式で、かつ、当該株式以外に延納担保として提供すべき財産がないと認められる場合又は②取引相場のない株式以外に財産はあるが、その財産が他の債務の担保となっており、延納担保として提供するのが適当ではないと認められる場合に、担保として提供することができます。

7 担保として不適格な財産

担保となる財産は、その担保に係る国税を徴収できる金銭的価値を有するものでなければならないことから、一般的に次に掲げるようなものは担保として不適格とされます。詳しくは、別表1の「担保の提供手続等一覧表」の「担保の種類」をご覧ください。

- (1) 法令上担保権の設定又は処分が禁止されているもの
- (2) 違法建築、土地の違法利用のため建物除去命令等がされているもの
- (3) 共同相続人間で所有権を争っている場合など、係争中のもの
- (4) 売却できる見込みのないもの
- (5) 共有財産の持分(共有者全員が持分全部を提供する場合を除く。)
- (6) 担保に係る国税の附帯税を含む全額を担保としていないもの
- (7) 担保の存続期間が延納期間より短いもの
- (8) 第三者又は法定代理人等の同意が必要な場合に、その同意が得られないもの

担保を提供すべき金額

8 担保を提供すべき金額

担保提供すべき財産は、その財産の見積価額が担保を提供すべき金額、いわゆる延納税額に利子税を加え

た金額(担保の必要価額)を超えた財産であることが必要です。

$$\boxed{\text{担保財産の見積価額}} > \boxed{\text{担保の必要価額}}$$

9 担保の見積価額

担保の見積価額は、国債及び保証人の保証を除き、時価を基準としていますが、有価証券及び不動産については、担保の提供期間中に予測される価額の変動や価値の減耗等を考慮した金額をもって担保の見積価額とすることとされており、具体的には、次のとおりです。

この場合、2以上の財産を提供しても差し支えありません。

【担保の見積価額】

- (1) 国債・・・・・・・・原則として、券面金額
- (2) 有価証券・・・・・・・・地方債、社債及び株式その他の有価証券については、時価の8割以内において担保提供期間中に予想される価額変動を考慮した金額
- (3) 土地・・・・・・・・時価の8割以内において適当と認める金額
- (4) 建物、立木・・・・・・・・時価の7割以内において担保提供期間中に予想される価値の減耗等を考慮した金額
- (5) 保証人の保証・・・・・・・・延納税額が不履行(滞納)となった場合に、保証人から徴収(保証人の財産を滞納処分の例により換価することによる弁済を含む。)ことができると見込まれる金額

10 担保の必要価額

担保を提供すべき金額は、次の算出により求めた金額を目安とします。

延納 税額	+	第1回分の利子税の額×3 (第1回分が1年に満たないと きは1年として計算した額)
----------	---	---

担保の提供手続

11 担保の提供手続

担保の提供手続は、その担保財産の種類に応じて異なりますが、具体的には別表1の「担保の提供手続等一覧表」の「提供手続等」欄に掲げる手続によります。

なお、この手続は延納申請期限までに行わなければなりません。やむを得ない事情によりその期限までに行えない場合には、あらかじめその旨及び提供見込み時期等を税務署まで申し出てください。

(注) 納税者が未成年者である場合、納税者に成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人が選出されている場合等(以下「未成年者等」という。)や第三者の所有物を担保とする場合(物上保証)には、別表1の「2 納税者が未成年者等の場合」及び「3 第三者所有の財産を担保とする場合」に掲げる法定代理人の資格を証する書面などの書類の提出が必要です。詳しくは、税務署にお尋ねください。

延納の許可(却下)

12 延納申請の許可

延納申請が許可されると「延納許可通知書」が送付されますので、許可された分納期限、分納税額等を確認し、その通知書は延納税額の全部を完納するまで保管しておいてください。

13 延納申請の却下

(1) 不備事項についての補正

延納申請書又は担保関係書類に記載誤り、記載漏れ又は提出漏れ等の不備事項がある場合には、納税者に対して補正すべき事項及び補正期限を記載した『補正通知書』により補正を求めることがあります。

この場合、指定された期限までに正当な理由なくして補正されない場合には、その延納申請は却下されます。

(2) 担保の変更等

担保調査等の結果、①担保として不適格と認められるとき、②担保の価額が担保の必要価額に満たないときなどの場合に、納税者に対して『担保変更・増担保要求通知書』により担保の変更又は増担保を求めることがあります。

この場合、担保の変更又は増担保の提供がされない場合には、その延納申請は却下されます。

(3) 延納申請が却下された場合

延納申請が却下されると、『延納申請却下通知書』が送付されますので、却下された税額を直ちに納付しなければなりません。

この場合、(法定)納期限の翌日から完納の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

なお、延滞税の割合は次のとおりです。

① 平成11年12月31日まで

・納期限の翌日から2月を経過するまで・・・7.3%

・納期限の翌日から2月を経過した日以降・・・14.6%

② 平成12年1月1日以降

・納期限の翌日から2月を経過するまで・・・

年7.3%と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合(年単位(1月1日～12月31日))で適用)

例えば、平成16年11月30日の公定歩合は0.1%です。平成17年1月1日から同年12月31日までの期間に適用する延滞税の割合は、年4.1%になります。

・納期限の翌日から2月を経過した日以降・・・14.6%

分納税額の納付

14 分納税額の納付

分納税額は、延納許可通知書に記載されている各分納期限までにその分納税額に係る利子税を併せて納付しなければなりません。

分納期限のおおむね1月前に『延納分納税額の納付のお知らせ』と『納付書』が送付されますので、この納付書により、最寄りの金融機関(銀行等、郵便局)又は所轄の税務署で納付してください。

なお、納付が遅れた場合には、分納期限の翌日から納付の日まで延滞税を併せて納付する必要があります。

(注) 分納税額を滞納(利子税、延滞税のみの滞納を含む。)した場合には延納許可が取り消される場合があります。「延納許可の取消等」7ページ参照。

連帯納付義務

15 連帯納付義務

相続税(贈与税)の納付については、各相続人(受贈者)が相続等(贈与)により受けた利益の価額を限度として、互いに連帯して納付しなければならない義務が課されています。

このため、相続人のうち一人(受贈者)が相続税(贈与税)を納付しない場合には、他の相続人が納付すべき相続税(贈与税)について、その納付を税務署長から求められる場合があります。

(注) 1 相続税(贈与税)を納付しない場合とは、本来の納税義務者が延納許可を受けた日以降に延納(分納)税額が納付されない場合や延納許可が取り消された場合あるいは物納申請が却下された場合などがあります。

- 2 被相続人の納付すべき相続税がある場合及び相続税の課税価格の計算の基礎となった財産を贈与、遺贈又は寄附行為により移転した場合にも、連帯納付義務が生じます。

連帯納付義務の例（相続税）

（相続人）	（相続税額）	（相続によって受けた利益金額）
妻 A	0 円	2 億円
子 1	500 万円 ⇒ 納付済	1 億円
子 2	400 万円 ⇒ 未納付	8,000 万円
子 3	200 万円 ⇒ 納付済	4,000 万円

子 2 の相続税額 (400 万円) が納付されない場合には、妻、子 1 及び子 3 の 3 名が相続により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、納付責任を負うことになります。

16 連帯納付義務者へのお知らせ等

本来の納税者が納付すべき相続税額（贈与税額）を納付しない場合には、本来の納税者に対する督促状を送付したのち一定期間経過後に、連帯納付義務者に対して当該督促状に係る未納の相続税額（贈与税額）について『連帯納付責任のお知らせ』が送付されます。

また、その後においても納付がされない場合には、連帯納付義務者に対して督促状が送付され、滞納処分が行われる場合がありますのでご注意ください。

延 納 条 件 の 変 更

17 延納条件の変更申請ができる場合

延納許可を受けた後に、次のような事情が生じた場合で、許可された延納期間、分納期限等による納付ができないときには、原則として、分納期限が未到来の延納税額について、延納条件の変更申請をすることができます。

- (1) 延納の許可を受けた後、相続財産の譲渡が計画通りいかない等のため、一時的に資金繰りが悪化し、許可に係る延納の条件では納付が困難となった場合
- (2) 計画伐採立木に係る相続税の延納の許可を受けた場合で、森林法第 12 条の規定による森林施業計画の変更があり、許可に係る延納の条件が適切でなくなった場合
- (3) 延納税額の数回分を繰上納付したため、その納付状況が許可に係る延納の条件と著しく異なることになったような場合

18 延納条件の変更ができる範囲

延納条件の変更ができる範囲は、次のとおりです。（具体的な問題が起きた場合には早めに税務署にご相談ください。）

(1) 分納期限の延長

分納期限を延長する変更は、次回分納期限（当初の許可に係るもの）の前日までを期限とします。ただし、延長した後においても前記のような事由が継続するなど、やむを得ない事情がある場合には、延長後の分納期限について、次回分納期限（最初の延長に係る分納期限）の前日まで延長することができます。

(2) 延納期間の延長

延納期間は、相続財産中に占める不動産等の割合に応じて定められていますが（「2 延納期間及び延納利子税」参照）、この法律上の延納可能期間の全期間を利用していない場合には、法律上延納できることとされている期間まで延長することができます。

【例】	不動産等の割合	80%
	最高延長期間	20 年
	当初の延納申請により	15 年
	許可された延納期間	

《15年 ⇒ 20年に変更可能》

(注) 上記(1)及び(2)により延長できる最終分納期限は、法律上延納できることとされている最終分納期限を限度とします。

19 延納条件の変更による担保の提供、変更

延納の条件を変更する場合において、提供されている担保物の価額が、条件変更後の延納税額を担保するのに不十分となる場合には、『増担保要求通知書』等により増担保の提供等を求められることがあります。

20 延納条件変更申請の手続

『延納条件変更申請書』はなるべく返納条件の変更を求めようとする分納期限の 1 月位前までに税務署に提出してください。この変更申請書の用紙は税務署に用意してあります。

21 延納条件変更の許可

延納条件の変更申請が許可されると『延納条件変更許可通知書』が送付されますので、許可された分納期限等を確認し、その分納期限までに、分納税額等を納付してください。

担保の管理等

22 火災保険の継続契約

建物等を担保として提供している場合には、延納期間中は火災保険に附しておく必要があります。

延納期間の途中で保険期間が満了する場合には、必ず契約の更新又は継続を行い、税務署長を質権者とする質権設定の手続を行った上、保険証券等を税務署に提出してください。

保険契約の更新等の手続をとらない場合は、保険契約の更新を行うよう税務署から求められますので、ご注意ください。

23 担保に異動があった場合の連絡

次に掲げるような事由があった場合には、適宜の方法で税務署まで連絡してください。

- (1) 担保として提供中の建物が火災等で消滅した場合
- (2) 保証人が死亡した場合
- (3) 土地の分筆又は地目変更があった場合（地目変更があったかどうかは、土地台帳の地目いかんにかかわりません。）
- (4) 担保として提供中の財産の価値を低下させるような事実が生じた場合

24 担保の変更

提供中の担保は、税務署長の承認を受けて他の担保に変更することができます。

この場合、新たに提供する担保は、残存延納税額及び利子税を担保する財産価値を有するものでなければなりません。

なお、従前の担保は新たな担保について抵当権の設定等がされた後に、解除されます。

延納許可の取消等

25 延納許可の取消しがされる場合

次に掲げるような事情が生じたときは、延納許可が取り消されることになります。

- (1) 分納税額の滞納（利子税、延滞税のみの滞納を含む。）
- (2) 延納条件に違反したとき
- (3) 税務署長が、増担保の提供、その他担保の確保するための必要な行為を求めた場合において、その要求に応じないとき
- (4) 担保物について強制換価手続が開始されたとき

- (5) 延納の許可を受けた者が死亡し、その相続人が限定承認したとき

(注) 延納の許可を取り消す場合には、あらかじめ納税者の弁明を聴くこととされていますが、次の場合には弁明を聴くことなく取り消されます。

- 1 定められた弁明の期限までに、正当な理由がなく弁明をしないとき
- 2 上記(4)又は(5)に該当するとき

26 延納許可取消額の納付

延納許可が取り消されると『延納許可取消通知書』が送付されますので、取り消された税額を直ちに納付しなければなりません。この場合、取消日までの利子税と取消日の翌日から完納の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

27 担保の処分がされる場合

延納許可取消税額が納付されない場合は、滞納処分の例により担保財産が差押えられ公売されます。

なお、担保が保証人の保証である場合には、保証人に通知がなされ保証人から納付していただくこととなります（保証人が納付しない場合には保証人の財産が滞納処分を受けることになります。）。

担保の解除

28 担保の解除がされる場合

- (1) 通常の場合の担保の解除

①延納税額の完納、②担保の変更の承認がされた場合には、担保の解除がされます。

- (2) 担保の一部解除申請

延納税額の一部の納付、課税の一部の取消し等により、担保の価値が延納税額（利子税及び延滞税を含みます。）の残額を著しく超過することとなった場合には担保の一部解除を求めることができます。

29 担保に解除手続

担保の解除がされた場合、『担保物解除書』が送付されますので、税務署で担保関係書類を受領することになります。

なお、受領する書類及び解除の手続きは、別表2の「担保の解除手続一覧表」を参照してください。

担保の提供手続等一覧表

1 通常の場合

担保の種類	提出書類	提供手続等
<p style="text-align: center;">国 債</p> <p>1 国債は、原則として担保とすることができます。 2 次のようなものは担保として不適格です。</p> <p>【不適格財産】</p> <p>(1) 担保制限のある国債 例えば、 遺族国庫債券 引揚者国庫債券 特別給付金国庫債券 特別弔慰金国庫債券 農地被買収者国庫債券</p> <p>(2) 利札付き国債で、利払 期未到来の利札が切り取 られているもの</p>	<p>【共通】 <input type="checkbox"/> ※担保提供書</p> <p>【登録国債の場合】 <input type="checkbox"/> 登録国債担保権登録 済通知書</p> <p>【振替国債の場合】 <input type="checkbox"/> 供託書正本</p> <p>【無記名国債の場合】 <input type="checkbox"/> 供託書正本</p>	<p><input type="radio"/> 全ての財産に共通して必要です。</p> <p><input type="radio"/> 次の手続により交付を受けた登録国債担保権登録済通知書を税務署長に提出します。 (1) 担保権関係登録請求書（日本銀行の本店、支店又は代理店に備え付けられています。）に必要事項を記載し、国債登録の際に届出をした印鑑を押印した上、日本銀行（本店、支店又は代理店）に提出します。 (2) 日本銀行から登録国債担保権登録済通知書の交付を受けます。</p> <p><input type="radio"/> 次の手続により交付を受けた供託書正本を税務署長に提出します。 (1) 担保のための供託書（供託所に備え付けてあります。）を正副2通作成して供託所（なるべく税務署の所在地の供託所）に提出し、供託受理決定通知書の交付を受けます。 (2) 供託しようとする振替国債を管理している口座管理機関（民間金融機関等）に日本銀行代理店の委嘱先金融機関等に開設されている供託所の口座へ振替国債について振替手続をとるよう申請します。 (3) 供託所から振替国債が受入れされた旨記載された供託書正本の交付を受けます。 ※ 供託手続を行うに当たり、供託しようとする振替国債の銘柄等を確認できる資料の提示を供託所等から求められます。</p> <p><input type="radio"/> 次の手続により交付を受けた供託書正本を税務署長に提出します。 (1) 担保のための供託書（供託所に備え付けてあります。）を正副2通作成して供託所（なるべく税務署の所在地の供託所）に提出し、供託を受理した旨の記載がされた供託書正本と供託有価証券寄託書の交付を受けます。 (2) 供託所から交付を受けた供託書正本と供託有価証券寄託書に供託する無記名国債証券を添えて、供託所から指定された日本銀行（本店、支店又は代理店）に提出します。 (3) 日本銀行から当該有価証券が納入された旨記載された供託書正本の交付を受けます。</p>
<p style="text-align: center;">地 方 債</p> <p>1 地方債は、原則として担保とすることができます。 2 次のようなものは担保として不適格です。</p> <p>【不適格財産】</p> <p>利札付き地方債で、利払 期未到来の利札が切り取 られているもの</p>	<p>【登録地方債の場合】 <input type="checkbox"/> 担保権登録済証</p> <p>【登録地方債以外の場合】 <input type="checkbox"/> 供託書正本</p>	<p><input type="radio"/> 次の手続により交付を受けた担保権登録済証を税務署長に提出します。 (1) 担保権関係登録請求書（地方債を登録した登録機関に備え付けられています。）に必要事項を記載し、地方債登録の際に届出した印鑑を押印した上、登録済証を添えて、地方債を登録した登録機関に提出します。 (2) 登録機関から担保権登録済証の交付を受けます。</p> <p><input type="radio"/> 次の手続により交付を受けた供託書正本を税務署長に提出します。 (1) 担保のための供託書（供託所に備え付けてあります。）を正副2通作成して供託所（なるべく税務署の所在地の供託所）に提出し、供託を受理した旨の記載がされた供託書正本と供託有価証券寄託書の交付を受けます。 (2) 供託所から交付を受けた供託書正本と供託有価証券寄託書に</p>

担保の種類	提出書類	提供手続等
<p data-bbox="113 331 432 434">社債及び特別の法律により設立された法人の発行する債券</p> <p data-bbox="108 472 443 1155"> 1 担保にできる社債及び債券は次のようなものです。 (1) 証券取引所に上場されている社債 (2) 担保附社債信託法の規定により発行された物上担保附社債 (3) 農林中央金庫法、商工組合中央金庫法その他の特別の法律により設立された法人（株式会社は除きます。）の発行する債券（農林債券、商工債券等） (4) 日本たばこ産業株式会社法、日本電信電話株式会社法その他特別の法律により設立された株式会社の発行する社債 (5) 長期信用銀行法等により設立された法人が発行する債券（長期信用債券等） 2 次のようなものは担保として不適格です。 </p> <p data-bbox="113 1193 256 1223">【不適格財産】</p> <p data-bbox="113 1227 432 1330">利札付き社債で、利払期未到来の利札が切り取られているもの</p>	<p data-bbox="475 465 676 495">【登録社債の場合】</p> <p data-bbox="475 499 746 528">□ 担保権登録内容証明書</p> <p data-bbox="475 763 719 792">【登録社債以外の場合】</p> <p data-bbox="475 797 635 826">□ 供託書正本</p>	<p data-bbox="826 241 1449 367"> 供託する地方債を添えて、供託所から指定された日本銀行（本店、支店又は代理店）に提出します。 (3) 日本銀行から当該有価証券が納入された旨記載された供託書正本の交付を受けます。 </p> <p data-bbox="783 472 1449 528">○ 次の手続により交付を受けた担保権登録内容証明書を税務署長に提出します。</p> <p data-bbox="804 533 1449 658"> (1) 担保権設定登録請求書（社債を登録した登録機関に備え付けてあります。）に必要事項を記載し、社債登録の際に届出をした印鑑を押印した上、社債を登録した登録機関に提出します。 (2) 登録機関から担保権登録内容証明書の交付を受けます。 </p> <p data-bbox="783 696 1449 752">○ 次の手続により交付を受けた供託書正本を税務署長に提出します。</p> <p data-bbox="804 757 1449 1055"> (1) 担保のための供託書（供託所に備え付けてあります。）を正副2通作成して供託所（なるべく税務署の所在地の供託所）に提出し、供託を受理した旨の記載がされた供託書正本と供託有価証券寄託書の交付を受けます。 (2) 供託所から交付を受けた供託書正本と供託有価証券寄託書に供託する社債証券を添えて、供託所から指定された日本銀行（本店、支店又は代理店）に提出します。 (3) 日本銀行から当該有価証券が納入された旨記載された供託書正本の交付を受けます。 </p>
<p data-bbox="113 1406 411 1487">株式及び投資信託又は貸付信託の受益証券</p> <p data-bbox="108 1525 443 2078"> 1 担保にできる株式は、原則として証券取引所に上場されているものです。 2. 取引相場のない株式の担保については、次のいずれかに該当することが必要です。 (1) 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産のほとんどが取引相場のない株式であり、かつ、その株式以外に延納の担保とすべき適当な財産がないと認められること。 (2) 取引相場のない株式以外に財産があるが、その財産が他の債務の担保となっており、延納の担保とすることが適当でないとして認められること。 </p>	<p data-bbox="475 1518 635 1547">□ 供託書正本</p>	<p data-bbox="783 1518 1449 1574">○ 次の手続により交付を受けた供託書正本を税務署長に提出します。</p> <p data-bbox="804 1579 1449 1877"> (1) 担保のための供託書（供託所に備え付けてあります。）を正副2通作成して供託所（なるべく税務署の所在地の供託所）に提出し、供託を受理した旨の記載がされた供託書正本と供託有価証券寄託書の交付を受けます。 (2) 供託所から交付を受けた供託書正本と供託有価証券寄託書に供託する社債証券を添えて、供託所から指定された日本銀行（本店、支店又は代理店）に提出します。 (3) 日本銀行から当該有価証券が納入された旨記載された供託書正本の交付を受けます。 </p> <p data-bbox="783 1915 1449 2078"> ○ 取引相場のない株式を提供する場合で、株券が発行されていない場合には、会社に対して株券の発行を請求する必要があります。 また、譲渡制限が付されている場合には、譲渡について取締役会の承認が必要となります。 </p>

担保の種類	提出書類	提供手続等
<p>3 投資信託又は貸付信託の受益証券は原則として担保とすることができますが、記名式のものには担保として不適格です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>土地及び各種財団</p> </div> <p>1 土地及び各種財団は、原則として担保とすることができます。</p> <p>2 次のようなものは、担保として不適格です。</p> <p>【不適格財産】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 譲渡につき制限のある財産</p> <p>(2) 各種財団のうち、財団の存続期間の終期が担保としての抵当権設定の登記等が通常行なわれると見込まれる日前に到来するもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>保険に附した建物、立木</p> </div> <p>1 建物、立木は、原則として担保とすることができる</p> <p>2 次のようなものは、担保として不適格です。</p> <p>【不適格財産】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 保険に附していないもの</p> <p>(2) 違法建築又は土地の違法利用のため、建物の除去命令等がされているもの</p> <p>(3) 法令上担保権の設定又は処分が禁止されているもの</p> <p>(4) 借地上の建物で担保物処分の際に、借地権の譲渡についてあらかじめ地主の同意が得られないもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>保証人の保証</p> </div> <p>1 保証人は、金融機関その他の保証義務を果たすための資力が十分であると認められる者であれば、個人でも法人でも差し支えありません。</p>	<p><input type="checkbox"/> 土地（各種財団）登記事項証明書（登記簿謄本）及び固定資産税評価証明書</p> <p><input type="checkbox"/> ※抵当権設定登記承諾書</p> <p><input type="checkbox"/> ※登記原因証明情報</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 建物登記事項証明書（登記簿謄本）及び固定資産税評価証明書</p> <p><input type="checkbox"/> ※抵当権設定登記承諾書</p> <p><input type="checkbox"/> ※登記原因証明情報</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 保険証券等</p> <p>【個人保証の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> ※納税保証書</p> <p><input type="checkbox"/> 保証人の印鑑証明書</p>	<p>○ 保険金請求権に対する質権設定</p> <p>保険金請求権に対する質権設定は、おおむね次により行い、裏書承認等のある保険証券（保険契約証書又は質権設定承認書）を税務署長に提出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険会社等所定の「質権設定承認請求書」2通を税務署に提出し、税務署長の記名なつ印を受け、これに保険証券（又は、継続保険の契約証書）を添えて保険会社に提出します。 2 保険会社から質権設定の裏書をした保険証券、継続保険の契約証書又は質権設定承認書の交付を受けます。 3 上記の質権の設定に関する書類に公証人役場等で確定日付を受けます。

担保の種類	提出書類	提供手続等
<p>2 法人を保証人とする場合には、その法人がその国税を保証することが、定款に定める目的の範囲内に属する場合に限ります。</p> <p>(参考) 次のような法人による保証は、定款に定める目的の範囲内に属するものとして取り扱っています。</p> <p>(1) 納税者と取引上密接な関係のある営利を目的とする法人 (2) 納税者が役員となっている営利を目的とする法人(取締役会又は社員総会の承認をうけたもの。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 保証人の土地、建物登記事項証明書(登記簿謄本)又は固定資産税評価証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 保証人の納税証明書又は源泉徴収票</p> <p>【法人保証の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> ※納税保証書</p> <p><input type="checkbox"/> 代表者の印鑑証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 保証法人の商業登記簿謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 保証法人の最近における決算の貸借対照表及び損益計算書の写し</p>	<p>○ 法人が、その法人の役員である納税者のために保証する場合</p> <p>保証に当たっては、法人の態様に応じて次のような手続を行い、その内容が記載されている取締役会又は社員総会等の議事録の写しを併せて提出します。</p> <p>(1) 株式会社の場合・・・取締役会の承認 (2) 有限会社の場合・・・社員総会の認許 (3) 合名会社の場合・・・社員の過半数の決議 (4) 合資会社の場合・・・社員の過半数の決議</p>

(注) ※印のある書類の用紙は税務署に用意してあります。

2 納税者が未成年者等の場合

納税者が未成年者等である場合には、それぞれ次の書類が必要となります。

- (1) 未成年者である場合
- 未成年者の戸籍謄(抄)本
 - 法定代理人(親権者又は未成年後見人)の印鑑証明書
- (2) 成年後見人等が選出されている者である場合
必要書類については、税務署にお尋ねください。

3 第三者所有の財産を担保とする場合

第三者の所有する財産を担保とする場合(物上保証)には、第三者の態様に応じて、それぞれ次の書類が必要になります。

- (1) 通常の場合
- 担保を提供することについて担保物所有者の承諾書
 - 担保物所有者の印鑑証明書
- (2) 未成年者(又は成年被後見人)が、法定代理人である納税者のための担保を提供する場合
- 特別代理人(家庭裁判所で選任を受ける。)の資格を証する書面として、審判書謄本
 - 特別代理人の印鑑証明書
- (3) 物上保証人が法人の場合
- その法人の代表者の資格を証する書面(商業登記簿の抄本)
 - その法人の印鑑証明書

担保の解除手続等一覧表

担保の種類	税務署から受領する書類	担保の解除に伴う手続
1 登録国債	<ul style="list-style-type: none"> ・登録国債担保権登録済通知書 ・担保原因消滅証明書 	<p>(1) 担保権関係登録請求書（日本銀行の本店、支店又は代理店に備え付けてあります。）に必要事項を記載し、登録の際に届出をした印鑑を押印した上、担保原因消滅証明書を添えて日本銀行（本店、支店又は代理店）に提出します。</p> <p>(2) 日本銀行から登録国債担保権登録抹消済通知書の交付を受けます。</p>
2 振替国債	<ul style="list-style-type: none"> ・供託書正本 ・供託原因消滅証明書 	<p>供託振替国債払渡請求書（供託所に備え付けてあります。正副2通を作成し、供託の際に使用した印鑑を押印した上、供託書正本及び供託原因消滅証明書を添えて、供託をした供託所に提出してください。</p>
3 無記名国債	<ul style="list-style-type: none"> ・供託書正本 ・供託原因消滅証明書 	<p>(1) 供託有価証券払渡請求書（供託所に備え付けてあります。）を正副2通作成し、供託の際に使用した印鑑を押印の上、供託書正本及び供託原因消滅証明書を添えて、供託した供託所に提出します。</p> <p>(2) 供託有価証券払渡請求書は、払渡しを認可する旨の記載がされ、供託所から返付されるので、指定された日本銀行に提出し、無記名国債証券の交付を受けます。</p>
4 登録された社債、地方債及び特別な法律により設立された法人が発行する債券	<ul style="list-style-type: none"> ・担保権登録内容証明書 ・担保原因消滅証明書 	<p>(1) 担保権抹消登録請求書（社債等を登録した登録機関に備え付けてあります。）に必要事項を記載し、登録の際に届出した印鑑を押印した上、担保権登録内容証明書及び担保原因消滅証明書を添えて登録機関に提出します。</p> <p>(2) 登録機関から担保権抹消の通知書の交付を受けます。</p>
5 4以外の社債、地方債及び特別な法律により設立された法人が発行する債券	<ul style="list-style-type: none"> ・供託書正本 ・供託原因消滅証明書 	<p>(1) 供託有価証券払渡請求書（供託所に備え付けてあります。）を正副2通作成し、供託の際に使用した印鑑を押印の上、供託書正本及び供託原因消滅証明書を添えて、供託した供託所に提出します。</p> <p>(2) 供託有価証券払渡請求書は、払渡しを認可する旨の記載がされ、供託所から返付されるので、指定された日本銀行に提出し、社債等の証券の交付を受けます。</p>
6 株式その他の有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・供託書正本 ・供託原因消滅証明書 	<p>(1) 供託有価証券払渡請求書（供託所に備え付けてあります。）を正副2通作成し、供託の際に使用した印鑑を押印の上、供託書正本及び供託原因消滅証明書を添えて、供託した供託所に提出します。</p> <p>(2) 供託有価証券払渡請求書は、払渡しを認可する旨の記載がされ、供託所から返付されるので、指定された日本銀行に提出し、株券等の交付を受けます。</p>
7 土地及び各種財団		<p>抵当権の抹消手続きは、税務署で行ないますので、手続きは必要ありません。</p>
8 保険に附した建物等	<ul style="list-style-type: none"> ・質権消滅通知書 	<p>質権消滅承認請求書（保険会社に備え付けてあります。）に必要事項を記載し、質権設定の際に使用した印鑑を押印した上、保険証券等に質権消滅通知書を添えて、保険会社に提出し、保険金請求権の質権の抹消登録を受けます。</p> <p>なお、抵当権の抹消手続きは、税務署で行ないますので、手続きは必要ありません。</p>
9 保証人の保証	<ul style="list-style-type: none"> ・納税保証書 	<p>手続きは必要ありません。</p>

相続税延納申請書

税務署
収支印

趣町 税務署長 殿
平成 年 月 日
下記のとおり相続税の延納を申請します。

(〒100-0013)
住所 千代田区豊町 3-1-1
フリカナ 氏名 国枝 一郎 (親)
(職業) 会社員 (電話) 03-XXXX-XXXX

① 納付すべき相続税額	28,852,700
② ①のうち 物納申請税額	-
③ ①のうち ①のうち土地等の納 税額を支ずる税額	-
④ 差引 (①)-(②)-(③)	28,852,700
⑤ ④のうち 現業で納付する税額	2,852,700
⑥ 延納申請税額 (④)-(⑤)	26,000,000

2 全額で納付することを困難とする理由
(延納ができてくるのは、金額で納付することが困難な範囲に限
られます。)

(金銭で納付することが困難な)
(理由を具体的に記載する。)

3 不動産等の割合

区分	課税対象財産の価額 (③の範囲がある場合 には、標準税率(割合) によります。)	割合
立木の価額	⑦	⑦/(⑦+⑧)
不動産等 (⑧)を含む ものの価額	⑧	⑧/(⑦+⑧)
全体の課税対象財 産の価額	⑧	⑧/(⑦+⑧)
立木の価額	⑨ (千円未満の端数を切り捨て)	⑨/(⑨+⑩)
不動産等 (⑩)を含む ものの価額	⑩ (千円未満の端数を切り捨て)	⑩/(⑨+⑩)
全体の課税対象財 産の価額	⑩ (千円未満の端数を切り捨て)	⑩/(⑨+⑩)

4 延納申請税額の内訳

不動産等の割合	不動産等に 係る 延納相続税額	④×⑤と⑥との いすれ が大きい方の金額	5 延納申請年数	6 利率税 の割合
①	25,736,600	20	3.6	
②	263,400	10	5.4	
③	0	15	3.6	
④	0	10	5.4	
⑤	0	5	4.8	
⑥	0	5	6.0	

7 不動産等の財産の明細 別紙不動産等の財産の明細書のとおり
8 担保 別紙目録のとおり

作成 税務理士
事務所所在地
名 押 印
(電話番号等)

9 分納税額、分納期限及び分納税額の計算の明細

期 間	分 納 期 限	延納相続税額 (1,000円未満の端数が生ずる場合には、)		分 納 税 額 計 (②+③)
		② 不動産等又は立木に係る税額 (⑦÷5の年数)、又は (⑧÷5の年数) 又は (⑨÷5の年数)	③ 不動産等又はその他の財産に係る税額 (⑩÷5の年数) 又は (⑪÷5の年数)	
第1回	平成18年1月14日	1,302,600	29,400	1,332,000
第2回	19年1月14日	1,286,000	26,000	1,312,000
第3回	20年1月14日	1,286,000	26,000	1,312,000
第4回	21年1月14日	1,286,000	26,000	1,312,000
第5回	22年1月14日	1,286,000	26,000	1,312,000
第6回	23年1月14日	1,286,000	26,000	1,312,000
第7回	24年1月14日	1,286,000	26,000	1,312,000
第8回	25年1月14日	1,286,000	26,000	1,312,000
第9回	26年1月14日	1,286,000	26,000	1,312,000
第10回	27年1月14日	1,286,000	26,000	1,312,000
第11回	28年1月14日	1,286,000		1,286,000
第12回	29年1月14日	1,286,000		1,286,000
第13回	30年1月14日	1,286,000		1,286,000
第14回	31年1月14日	1,286,000		1,286,000
第15回	32年1月14日	1,286,000		1,286,000
第16回	33年1月14日	1,286,000		1,286,000
第17回	34年1月14日	1,286,000		1,286,000
第18回	35年1月14日	1,286,000		1,286,000
第19回	36年1月14日	1,286,000		1,286,000
第20回	37年1月14日	1,286,000		1,286,000
計		25,736,600	263,400	26,000,000

10 その他参考事項

右の欄の該当の箇所を○で囲み住所氏名及び年月日を記入してください。	遺贈者 被相続人	(住所) 千代田区豊町 3-1-1
	(氏名) 国枝 太郎	
	相続開始年月日	平成17年1月14日
	申告(期限後、修正)、更正、決定年月日	平成17年11月14日
	納 期	平成17年11月14日

担 保 目 録

種類及び柄	登記、記名無記名別	記号及び番号	額面金額又は払込金額	数	単量	備	備	額	備		納税者氏名
									証券所有者	備考	
											国税一郎
											その他

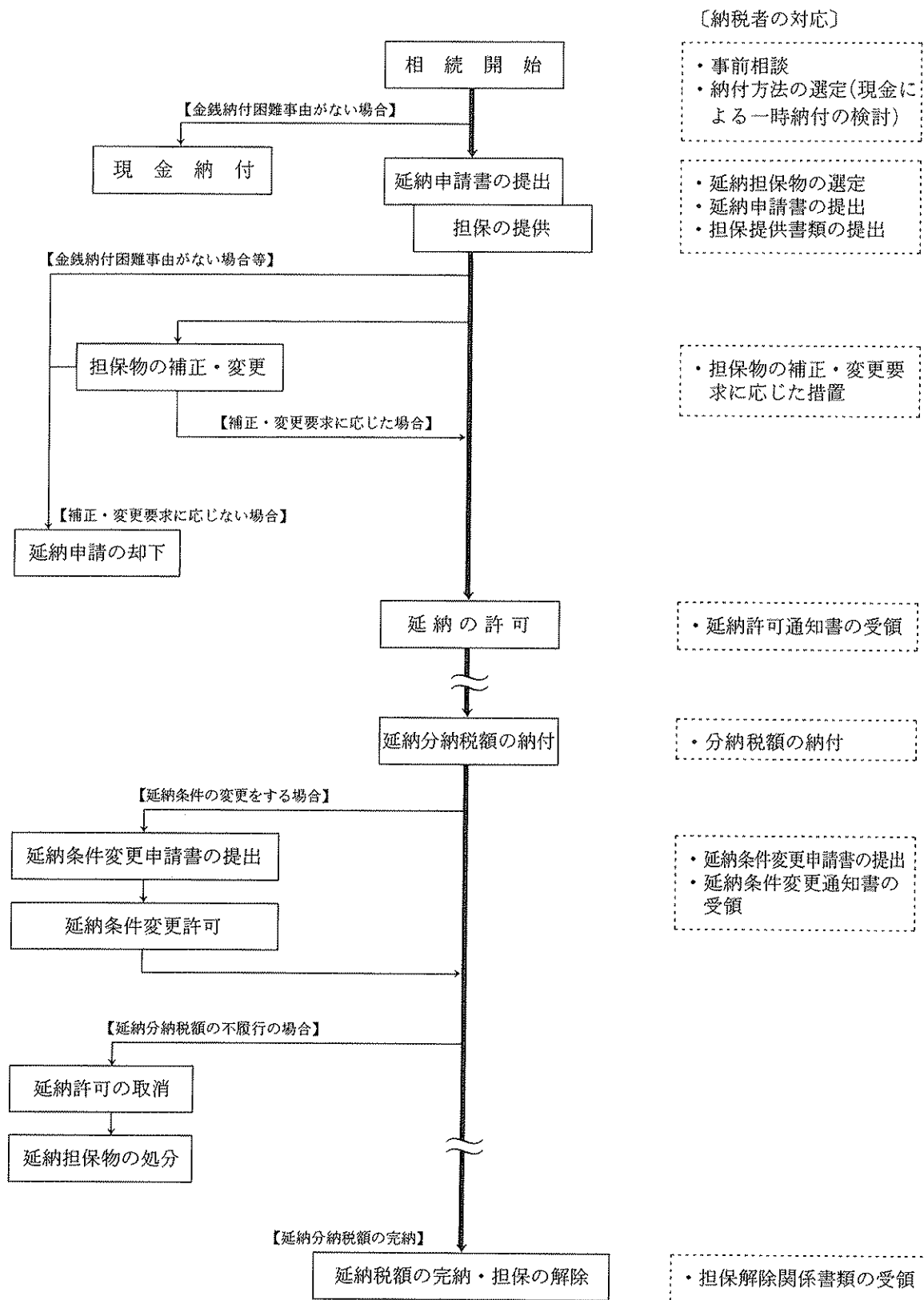
2 土地、家屋、立木、船舶又は財団

不動産等の表示	面積又は大きさ	担		保		権利者の住所氏名
		債務金額	債金額	設定年月日	順位	
東京都千代田区霞が関3丁目1番1 宅地	143.56 m ² 86,456.780 m ³					

3 保 証 人

住所又は居住区	氏名又は名称	職業又は種目	(この欄は記入しないでください。)				
			債務額	差引金額	備	額	計
有価証券							
不動産							
預貯金							
その他							
計							

相続税の延納手続の概要



(注) 解除手続きは、主に税務署で行います。